

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則	教育総務室	1頁
告 示	三重県教育委員会告示で定める要綱、規程等の様式における敬称の取扱い	教育総務室	1頁
訓 令	訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令	教育総務室	2頁
	公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令	予算経理室	2頁
お知らせ	三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則	教育総務室	3頁

規 則

規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則をここに公布します。

平成十八年九月一日

三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県教育委員会規則第二十号

規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則

規則で定める様式における敬称の取扱いに関する規則（平成元年三重県教育委員会規則第十九号）の全部を改正する。

第一条 三重県教育委員会規則の様式の規定の適用については、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。ただし、三重県教育委員会に提出する文書にあつては「あて」と読み替えるものとする。

第二条 三重県教育委員会規則の様式の規定の適用については、これらの規定中三重県教育委員会に提出する文書の名あて人の敬称の部分に「様」とあるのは、「あて」と読み替えるものとする。

第三条 法令に特別の定めのあるものその他三重県教育委員会が「様」又は「あて」と読み替えることが適当でないと思つたものについては、前二条の規定は適用しない。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に三重県教育委員会規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

告 示

三重県教育委員会告示第30号

三重県教育委員会告示で定める要綱、規程等の様式における敬称の取扱いを次のように定めます。

平成18年9月1日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教育委員会告示で定める要綱、規程等の様式における敬称の取扱い

第1条 三重県教育委員会告示で定める要綱、規程等で定める様式の規定の適用については、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。ただし、三重県教育委員会に提出する文書にあつては「あて」と読み替えるものとする。

第2条 三重県教育委員会告示で定める要綱、規程等で定める様式の規定の適用については、これらの規定中三

三重県教育委員会に提出する文書の名あて人の敬称の部分に「様」とあるのは、「あて」と読み替えるものとする。

第3条 法令に特別の定めのあるものその他教育長が「様」又は「あて」と読み替えることが適当でないと認められたものについては、前2条の規定は適用しない。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこれらの規定に基づき作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 3 三重県教育委員会告示で定める要綱、規程等の様式における敬称の取扱い（平成元年三重県教育委員会告示第33号）は、廃止する。

訓 令

教委訓第7号

局 中 一 般
教育関係機関

訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令を次のように定めます。

平成18年9月1日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令

訓令で定める様式における敬称の取扱いに関する訓令（平成元年教委訓令第5号）の全部を改正する。

第1条 三重県教育委員会訓令の様式の規定の適用については、これらの規定中名あて人の敬称の部分に「殿」とあるのは、「様」と読み替えるものとする。ただし、三重県教育委員会に提出する文書にあっては「あて」と読み替えるものとする。

第2条 三重県教育委員会訓令の様式の規定の適用については、これらの規定中三重県教育委員会に提出する文書の名あて人の敬称の部分に「様」とあるのは、「あて」と読み替えるものとする。

第3条 法令に特別の定めのあるものその他教育委員会が「様」又は「あて」と読み替えることが適当でないと認められたものについては、前2条の規定は適用しない。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に三重県教育委員会訓令の規定に基づき作成されている用紙は、この訓令の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

教委訓第8号

局 中 一 般
教育関係機関

公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令を次のように定めます。

平成18年9月1日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令

公文書の名あて人に付ける敬称の取扱いに関する訓令（平成元年教育委員会訓令第4号）の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この訓令は、公文書（三重県教育委員会の所掌する事務に関するすべての書類をいう。以下同じ。）の名あて人に付ける敬称（以下「敬称」という。）に関し、特に必要な事項を定めるものとする。

(敬称の用い方)

第2条 敬称には、「様」を用いるものとする。ただし、三重県教育委員会に提出する公文書にあっては「あて」を用いるものとする。

(特例)

第3条 法令に特別の定めのあるものその他教育長が「様」又は「あて」を用いることが適当でないと認められたものについては、前条の規定は適用しない。

(その他)

第4条 この訓令に定めるもののほか、敬称に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

お 知 ら せ

平成18年9月1日付け三重県公報第1809号に、三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則（三重県人事委員会規則 第11号）が、次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則をここに公布します。

平成十八年九月一日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋
三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県人事委員会規則 第十一号
三重県教育委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱いに関する規則
三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式における敬称の取扱

いに関する規則（平成元年 三重県人事委員会規則 第十二号）の全部を改正する。

第一条 三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の様式の規定の適用については、これらの規定中三重県人事委員会又は三重県教育委員会に提出する文書の名あて人の敬称の部分に「様」とあるのは、「あて」と読み替えるものとする。

第二条 法令に特別の定めのあるものその他三重県人事委員会又は三重県教育委員会が「あて」と読み替えることが適当でないと認められたものについては、前条の規定は適用しない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に三重県人事委員会及び三重県教育委員会が共同で定める規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

 発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社